

拡張アメダス気象データに関する使用許諾契約書（フルライセンス契約）

株式会社気象データシステム（以下「甲」という）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という）は、拡張アメダス気象データ（以下「本著作物」という）の使用許諾に関する契約（以下「本契約」という）を、以下の通り締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約の目的は、甲が著作権を有する本著作物を乙が使用するにあたり、ライセンスの範囲（第2条）、ライセンスの期間（第3条）、ライセンスの対価及び納入（第4条）、及び甲乙双方の遵守事項を取り決めることである。

（ライセンスの範囲）

第2条 甲が乙に許可する使用者、使用者数、及び使用者に使用を許可する本著作物の気象データ・プログラム類の範囲等は以下の通りである。

(1) 使用者

使用者は乙の本社及び営業所の従業員とする。

使用者数は〇〇〇〇とする。

(2) 気象データ

作成済みのすべての年別拡張アメダス気象データ

作成済みのすべての標準年拡張アメダス気象データ

気象要素：全要素

対象地点：全地点

(3) プログラム類

操作プログラム及び計算処理プログラム（基本セット、拡張セット）

(4) ネットワーク上での使用の許可

ネットワーク上での使用を許可する。ただし、ネットワーク上での使用とは、使用者（1）が、乙のサーバー上に置いた気象データ（2）を、ネットワークを介してプログラム（3）または自前で開発したプログラムにより操作することをいう。

（ライセンスの期間）

第3条 使用を許可する期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、本契約は同一条件をもって1年間延長し、以降も同様とする。なお、同一条件で延長する場合は、本契約書をそのまま適用し、更新は行わないものとする。

（ライセンスの対価及び納入）

第4条 乙は甲に対し、使用許諾の対価として、金〇〇〇〇円／年（税別）を本契約締結後すみやかに甲の指定する口座に振り込むことにより支払う。同一条件で契約を延長する場合は延長後すみやかに支払う。なお、振込みに要する手数料は乙の負担とする。

2 甲は対価の支払いを確認した後、速やかに、第2条に記載した気象データ（2）一式、プログラム類（3）一式、及び使用説明書（4）を同梱したもの（以下1セットという）の2セット

を乙に納入するものとする。但し、プログラム類のインストールに必要なシリアル番号は1つとする。乙が2セットを超えて納入を希望する場合は、別途甲にその実費を支払うものとする。

- 3 甲は、契約後に新たに第2条に記載した気象データ(2)を開発した場合、それらの販売開始から3ヶ月以内にそれらを乙に無償で提供するものとする。甲が第2条に記載したプログラム類を更新した場合も同様とする。
- 4 乙は甲に対し、経済事情その他著しい変化が生じたときは、使用許諾の対価について、協議を申し入れることができる。なお、当該協議が整わなかったときは従前の対価を引き続き支払うものとする。

(禁止行為)

第5条 乙は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 第三者(第2条(1)の使用者以外の者をいう。以下同じ)に第2条(2)、(3)を提供すること。
- (2) 第2条(2)を改変したデータ、第2条(3)を改変したプログラム類を、甲の許可なく公表したり第三者に提供したりすること。

(二次的著作物の提供)

第6条 乙は、乙が本著作物を利用して製作した販売促進用資料及び研究報告用資料等を公表または提供することができる。ただし、公表及び提供に際しては本著作物を使用したことを明示する。

- 2 乙は、乙が本著作物を利用して製作したツール及びソフト類の成果物(本件成果物という)を第三者に提供してはならない。

(本件成果物を第三者に提供する場合)

第7条 乙は、本件成果物を第三者に提供する場合は、甲と別途契約を締結しなければならない。

(責任制限)

第8条 甲の責任範囲は以下の通りである。

- (1) 使用を許諾した気象データ及びプログラム類に複製の誤り等の不具合が発覚した場合は、甲は不具合の状況を確認した上で当該気象データまたはプログラム類を交換する。
- (2) 甲は、直接、間接を問わず、使用を許諾した気象データ及びプログラム類の使用により生じたいかなる損害の責任も負わない。

(契約終了後の措置)

第9条 第3条において甲乙のどちらかが契約延長の意思がないことを他方に通知した場合は、本契約は継続せず、本契約期間終了日をもって終了するものとする。

- 2 前項に基づき契約が終了した場合、乙は第2条の使用者(1)に契約が終了したことを直ちに周知し、サーバーやパソコン等に置いた第2条の気象データ(2)、第2条の気象データ(2)を編集したデータ、プログラム類(3)をすべて抹消しなければならない。また、第6条2の本件成果物が、第2条の気象データ(2)、第2条の気象データ(2)を編集したデータを多く含む場合は、それらのデータを抹消しなければならない。
- 3 乙は、第7条により本件成果物の提供を受けた乙の顧客等に、当該顧客がサーバーやパソコン等に置いて使用している本件成果物のすべてを、本契約終了後速やかに抹消させなければならない。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約の締結及びその内容を含め、本契約の履行により知り得た相手方の技術上、営業上及び業務上の一切の秘密を、第三者に開示、漏洩しないものとする。

(協議)

第11条 本契約に定めなき事項、または本契約の解釈に疑義のある事項については、本契約当事者の協議により友好的に解決するものとする。

(紛争処理)

第12条 甲及び乙は、本契約に関する訴訟の第一審の管轄裁判所を鹿児島地方裁判所とすることに同意する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙が各1通を保管する。

〇〇〇〇年〇月1日

(甲) 鹿児島市高麗町10-19-1105
株式会社気象データシステム
代表取締役 赤坂 裕 印

(乙) (所在地)
(名称)
(代表者名) 印